

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税のしおり

明石市

市税につきましては、平素より格別のご理解とご協力をいただきありがとうございます。さて、「令和7年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書」をお送りします。算定の根拠となりました前年中（令和6年1月1日～令和6年12月31日）の所得金額、所得控除及び税額の算定方法を納税通知書に記載していますので、内容等をご確認のうえ、各納期限までに納付くださいますようお願いいたします。

目次		所得控除（社会保険料）の追加申告について		減免制度のお知らせ	
1. 公的年金からの特別徴収（引き落とし）制度について	2. 市民税・県民税が課税される人	3. 市民税・県民税が課税されない人	4. 所得の種類	5. 所得控除の種類	6. 税率
7. 税額控除の種類	8. 合計所得金額・総所得金額等の関係図	9. 税額の計算例	10. 税額算定の流れと納税の方法について	11. 勤務先を退職等された人へ	12. 市民税・県民税・森林環境税の減免（免除）制度について
13. 納税義務者が死にされた場合について（相続人代表者となられた人）	14. Q&A（よくあるお問合せ）				

1. 公的年金からの特別徴収（引き落とし）制度について

地方税法第321条の7の2の規定により、下記条件に当てはまる人は公的年金からの特別徴収が義務付けられています。次の(1)～(3)の条件等を全て満たす人が、この制度の対象となります。次の(1)令和7年4月1日現在65歳以上（昭和35年4月2日以前生まれ）で、老齢基礎年金等を受給している人。(2) 老齢基礎年金等が年間18万円以上で、所得税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を控除した後の額が市民税・県民税の額より大きい人。(3) 介護保険料の特別徴収対象者である人。
※対象者の決定は年金保険者から市町村への通知に基づき行います。そのため、上記の条件に当てはまる場合でも、公的年金から特別徴収（引き落とし）されないことがあります。

今年度から特別徴収が開始される人（前年度特別徴収が停止になった人を含む）

・公的年金等に係る年税額が60,000円の場合

第1期（6月）と第2期（8月）は、納付書等で納めていただきます。

徴収方法	普通徴収（納付書等で納付）		本徴収（公的年金から引き落とし）		
納付時期	6月（第1期）	8月（第2期）	10月	12月	2月
年税額60,000円	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	年税額の半分30,000円を2回に分けて納付		年税額の半分30,000円を3回に分けて年金から引き落とし		

前年度から特別徴収（引き落とし）が継続される人

・前年度は上記であった人が、今年度の公的年金等に係る年税額が63,000円になった場合

前年度の公的年金等に係る年税額の2分の1に相当する額を仮の税額として特別徴収します。

徴収方法	仮徴収（公的年金から引き落とし）			本徴収（公的年金から引き落とし）		
納付時期	4月	6月	8月	10月	12月	2月
年税額63,000円	10,000円	10,000円	10,000円	11,000円	11,000円	11,000円
	前年度の年税額の2分の1に相当する30,000円を3回に分けて引き落とし			年税額から仮徴収税額合計30,000円を差し引いた額33,000円を3回に分けて引き落とし		

前年度に公的年金からの特別徴収（引き落とし）が停止となった人や、公的年金以外の所得（給与・営業・不動産・個人年金・配当など）がある人は、納付書がお手元へ届くことがあります。（口座振替や給与からの特別徴収となっている人は、納付書は外封してありません。）※裏面の「14.Q&A（よくあるお問合せ）」のQ5をご覧ください。
◎**⑤「年金振込通知書」**に記載されている税額は、前年度の税額を基にした**見込税額**で、市民税課から送付した「**納税通知書 兼 更正決定通知書**」に記載されている税額が、**確定税額**となります。（公的年金からの特別徴収停止（変更）手続きの期間は、年金支給日の約2ヶ月前となっているため、税額の決定もしくは変更を行った時点ですでに停止（変更）が間に合わず、見込税額にて引き落としされる場合があります。納め過ぎとなった税額が発生した場合は、後日担当より還付通知書を送付いたします。）

2. 市民税・県民税が課税される人（森林環境税（国税）が課税される人を含む）

(1) 令和7年1月1日現在、明石市内に住所がある人が納税義務者になります。このため令和7年1月2日以降に他の市町村に転出された場合でも、令和7年度市民税・県民税・森林環境税は明石市に納めていただきます。
令和7年度市民税・県民税・森林環境税の税額は令和6年1月1日から令和6年12月31日までの所得を基に計算されます。(2) 令和7年1月1日現在、明石市内に事務所・事業所・店舗のある人は、明石市内に住所がない場合でも環境・消防等の行政サービスを受けていることに対して、令和7年度市民税・県民税の均等割額（4,800円）が課税されます。

3. 市民税・県民税が課税されない人

(1) **均等割も所得割も課税されない人（森林環境税（国税）が課税されない人を含む）**
①令和7年1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人。
②障害者・寡婦・ひとり親・未成年者（平成19年1月3日以後に生まれた人。ただし、婚姻した人を除く。）に該当する人で前年の合計所得金額（注1）が135万円以下の人。
③前年の合計所得金額（注1）が次の算式で求めた額以下の人。
35万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族【16歳未満含む】の人数）+10万円+21万円（ただし、同一生計配偶者及び扶養親族を有しない場合は、21万円の加算額はありません。）

(2) **所得割が課税されない人**
前年の総所得金額等（注2）の合計額が次の算式で求めた額以下の人。
35万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族【16歳未満含む】の人数）+10万円+32万円（ただし、同一生計配偶者及び扶養親族を有しない場合は、32万円の加算額はあります。）

(参考) **均等割・所得割・森林環境税の課税されない所得金額の早見表**（5人以上は省略しています。）

（同一生計配偶者+扶養親族）の人数	均等割	所得割・森林環境税の課税されない合計所得金額（注1）	所得割の課税されない総所得金額等の合計額（注2）
0人		45万円以下	45万円以下
1人		101万円以下	112万円以下
2人		136万円以下	147万円以下
3人		171万円以下	182万円以下
4人		206万円以下	217万円以下

(注1) 合計所得金額とは、純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、分離短期譲渡所得の金額（特別控除前）、分離長期譲渡所得の金額（特別控除前）、分離課税の上場株式等に係る配当等所得の金額（譲渡損失の繰越控除前）、株式等に係る譲渡所得等の金額（譲渡損失の繰越控除前）、先物取引所得金額（損失の繰越控除前）、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいます。(注2) 総所得金額等とは、純損失及び雑損失の繰越控除後の総所得金額、分離短期譲渡所得の金額（特別控除前）、分離長期譲渡所得の金額（特別控除前）、分離課税の上場株式等に係る配当等所得の金額（譲渡損失の繰越控除後）、株式等に係る譲渡所得等の金額（譲渡損失の繰越控除後）、先物取引所得金額（損失の繰越控除後）、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいます。【注1）・注2）は、裏面の「8.合計所得金額・総所得金額等の関係図」もご参照ください。】

4. 所得の種類

所得金額は、収入金額から次の表のとおり必要経費等を差し引き算出します。
なお、**市民税・県民税・森林環境税は前年中（令和6年1月～12月）の所得を基に計算します。したがって、退職された場合でも前年中の所得によって市民税・県民税・森林環境税が課税されます。**

所得の種類	所得金額の計算方法
①給与所得	サラリーマンの給与など 収入金額－給与所得控除額＝給与所得の金額……※1
②営業等所得	営業等・農業をしている場合に生じる所得 収入金額－必要経費＝事業所得の金額
③農業所得	地代・家賃・権利金など 収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
④不動産所得	公的年金など 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額＝(a)……※2 それ以外の収入金額－必要経費＝(b) (a)+(b)＝雑所得の金額
⑤雑所得	公的年金など 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額＝(a)……※2 それ以外の収入金額－必要経費＝(b) (a)+(b)＝雑所得の金額
⑥利子所得	預貯金や公社債などの利子 利子収入＝利子所得の金額（源泉分離課税されるものは、税額計算の対象外）
⑦配当所得	株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額
⑧総合譲渡所得	土地・家賃・株式以外の資産を売って得た所得 収入金額－譲渡資産の取得価額などの経費－特別控除額（最高50万円）＝譲渡所得の金額（c）（保有期間が5年を超える長期譲渡所得の場合、（c）×1/2が所得金額になります。）
⑨一時所得	生命保険の満期返戻金など 収入金額－必要経費－特別控除額（最高50万円）×1/2＝一時所得の金額
⑩分離短期・長期譲渡所得	土地・家賃などの資産を売った場合に生じる所得 収入金額－譲渡資産の取得価額などの経費－特別控除額＝譲渡所得の金額（譲渡所得は、保有期間により長期と短期を別に計算します。）
⑪株式等の譲渡所得	株式等を買った場合に生じる所得 収入金額－必要経費＝譲渡所得の金額
⑫上場株式等の配当等所得	上場株式等の配当など 収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額
⑬先物取引所得	商品先物・有価証券先物取引など 収入金額－必要経費＝先物取引所得の金額
⑭山林所得	山林の伐採・譲渡による所得 収入金額－必要経費－特別控除額（最高50万円）＝山林所得の金額
⑮退職所得	退職金・一時給金など 退職金収入－退職所得控除額×1/2＝退職所得の金額（源泉分離課税分は対象外）

※2 公的年金等所得計算表

給与収入	所得	給与所得
0円～ 550,999円	0円	0円
551,000円～1,618,999円	収入金額－550,000円	収入金額－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	収入金額÷4 ×2.4+100,000円	収入金額÷4 ×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	収入金額÷4 ×2.8－80,000円	収入金額÷4 ×2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	収入金額×90％ ×3.2－440,000円	収入金額×90％ ×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×90％－1,100,000円	収入金額×90％－1,100,000円
8,500,000円～	収入金額－1,950,000円	収入金額－1,950,000円

受給者の生年月日

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得金額
130万円未満	収入－600,000円
130万円～410万円未満	収入×75％－275,000円
410万円～770万円未満	収入×85％－685,000円
770万円～1,000万円未満	収入×95％－1,455,000円
1,000万円以上	収入－1,955,000円
330万円未満	収入－1,100,000円
330万円～410万円未満	収入×75％－275,000円
410万円～770万円未満	収入×85％－685,000円
770万円～1,000万円未満	収入×95％－1,455,000円
1,000万円以上	収入－1,955,000円

令和3年度より公的年金以外の所得が1,000万円を超える場合は、計算方法が異なります。詳しく内容については、お問い合わせ下さい。

※3 所得金額調整控除
下記①及び②の要件に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。(①、②の両方に該当する場合、①の控除後に②の金額を控除します。)
①給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合
(1)本人が特別障害者に該当する。(2)年齢23歳未満の扶養親族を有する。(3)特別障害者に該当する又は扶養親族を有する
②所得金額調整控除額（給与等の収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×10％
所得と収入及び公的年金等に係る所得金額と公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額の合計金額が10万円を超える場合
所得金額調整控除額＝（給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合は10万円）+公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合は10万円）－10万円）

5. 所得控除の種類 ※市民税・県民税は広く負担を求めため、控除額が所得税よりも低く設定されているものがあります。

所得控除は、納税者に配偶者や扶養親族がいるかどうか、病気や災害などによる臨時的な出費があったかどうかなどの個人的な事情を考慮して、納税者の実情に応じた税負担を求めめるために、所得金額から差し引くことになっています。

控除の種類	市民税・県民税（令和7年度）	所得税（令和6年分）
雑損控除	(損失額－保険金等)×10％又は(災害関連支出の金額－5万円)のいずれか多い金額	(損失額－保険金等)×10％又は(災害関連支出の金額－5万円)のいずれか多い金額
医療費控除	支払った医療費－保険等により補填された額－(10万円又は総所得金額等の5%のいずれか少ない額) ※ 限度額200万円	支払った特定一般用医薬品等購入費－補填額－1万円 ※ 限度額8万8千円
選択制 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）	支払った特定一般用医薬品等購入費－補填額－1万円 ※ 限度額8万8千円	支払った社会保険料の合計額
社会保険料控除	支払った社会保険料の合計額	支払った社会保険料の合計額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金の掛金は確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金若しくは地方公共団体が実施する身障者支援共済の掛金	小規模企業共済等掛金の掛金は確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金若しくは地方公共団体が実施する身障者支援共済の掛金
地震保険料控除	控除額 年間を支払保険料等 控除額 ～12,000円 支払金額の全額 12,001円～32,000円 支払金額×1/2+40,000円 32,001円～56,000円 支払金額×1/4+14,000円 56,001円～ 28,000円	控除額 年間を支払保険料等 控除額 ～20,000円 支払金額の全額 20,001円～40,000円 支払金額×1/2+10,000円 40,001円～80,000円 支払金額×1/4+20,000円 80,001円～ 40,000円
生命保険料控除	年間を支払保険料等 控除額 ～15,000円 支払金額の全額 15,001円～40,000円 支払金額×1/2+7,500円 40,001円～70,000円 支払金額×1/4+17,500円 70,001円～ 35,000円	年間を支払保険料等 控除額 ～25,000円 支払金額の全額 25,001円～50,000円 支払金額×1/2+12,500円 50,001円～100,000円 支払金額×1/4+25,000円 100,001円～ 50,000円
障害者控除	26万円 30万円 53万円	27万円 40万円 75万円
寡婦・ひとり親控除	26万円 30万円	27万円 35万円
勤労学生控除	26万円	27万円
配偶者控除	納税義務者の合計所得金額（年間給与と収入） ～900万円 納税義務者の合計所得金額（年間給与と収入） ～950万円 ～1,000万円 ～1,095万円 ～1,145万円 ～1,195万円	納税義務者の合計所得金額（年間給与と収入） ～900万円 納税義務者の合計所得金額（年間給与と収入） ～950万円 ～1,000万円 ～1,095万円 ～1,145万円 ～1,195万円
一般	33万円 22万円 11万円	38万円 26万円 13万円
老人（70歳以上）	38万円 26万円 13万円	48万円 32万円 16万円
配偶者特別控除	48万円～100万円 33万円 22万円 11万円 95万円～100万円 36万円 24万円 12万円 100万円～155万円 31万円 21万円 11万円 ～105万円 31万円 21万円 11万円 ～160万円 26万円 18万円 9万円 ～110万円 26万円 18万円 9万円 ～115万円 21万円 14万円 7万円 ～175.2万円未満 16万円 11万円 6万円 ～120万円 11万円 8万円 4万円 ～125万円 11万円 8万円 4万円 ～183.2万円未満 6万円 4万円 2万円 ～130万円 6万円 4万円 2万円 ～197.2万円未満 3万円 2万円 1万円 ～133万円 3万円 2万円 1万円 ～201.6万円未満 3万円 2万円 1万円 133万円超（201.6万円以上） 適用なし	48万円～95万円 38万円 26万円 13万円 95万円～150万円 36万円 24万円 12万円 150万円～155万円 31万円 21万円 11万円 ～105万円 31万円 21万円 11万円 ～160万円 26万円 18万円 9万円 ～110万円 26万円 18万円 9万円 ～115万円 21万円 14万円 7万円 ～175.2万円未満 16万円 11万円 6万円 ～120万円 11万円 8万円 4万円 ～125万円 11万円 8万円 4万円 ～183.2万円未満 6万円 4万円 2万円 ～130万円 6万円 4万円 2万円 ～197.2万円未満 3万円 2万円 1万円 ～133万円 3万円 2万円 1万円 ～201.6万円未満 3万円 2万円 1万円 133万円超（201.6万円以上） 適用なし
扶養控除	年少扶養（16歳未満） 0円 一般 33万円 特定（19歳以上23歳未満） 45万円 老人（70歳以上） 同老親等 45万円 上記以外 38万円	年少扶養（16歳未満） 0円 一般 38万円 特定（19歳以上23歳未満） 63万円 老人（70歳以上） 同老親等 58万円 上記以外 48万円
基礎控除	納税義務者の合計所得金額 控除額 2,400万円以下 43万円 2,400万円超 2,450万円以下 29万円 2,450万円超 2,500万円以下 15万円 2,500万円超 0円	納税義務者の合計所得金額 控除額 2,400万円以下 48万円 2,400万円超 2,450万円以下 32万円 2,450万円超 2,500万円以下 16万円 2,500万円超 0円

課税所得金額	1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分	対象となる配当所得
種類	市民税 県民税	市民税 県民税	① 剰余金の配当 ② 利益の分配 ③ 剰余金の分配 ④ 証券投資信託の収益の分配 ⑤ 特定株式投資信託の収益の分配
利益の配当等	1.6% 1.2%	0.8% 0.6%	
外貨建等以外の証券投資信託	0.8% 0.6%	0.4% 0.3%	
外貨建等証券投資信託	0.4% 0.3%	0.2% 0.15%	

※上記の表の合計課税所得金額とは、課税標準額（課税される所得金額）のうち、総合課税分、退職所得金額及び山林所得金額の合計額で、長期譲渡所得等の分離課税分に係る課税所得金額は含まれません。

◎税額調整額

非課税基準の金額を若干上回る所得を有する人の税引後の所得金額が非課税基準を下回ることはないよう税額を調整する控除です。

◎配当控除額

総合課税分の金額の中に対象となる配当所得がある場合には、算出税額から一定の金額を控除します。

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分	対象となる配当所得
市民税	(寄附金額－2,000円) × 6%	市民税	市民税	① 剰余金の配当 ② 利益の分配 ③ 剰余金の分配 ④ 証券投資信託の収益の分配 ⑤ 特定株式投資信託の収益の分配
県民税	(寄附金額－2,000円) × 4%	県民税	県民税	

◎**住宅借入金等特別控除額（住宅ローン控除）**
前年分の所得税において住宅借入金等特別控除を受けた場合、(1)と(2)のいずれか少ない額を所得割額から控除します。（市民税控除額3/5、県民税控除額2/5）
※住宅ローン控除が4年間延長され、令和4年1月1日から令和7年12月31日までに入居した人も対象になりました。
(1) 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額。
(2) 所得税の課税総所得金額等の額の5%（最高97,500円）。ただし、居住年が平成26年から令和7年までであって、特定取得、特別特定取得に該当する場合には、所得税の総所得金額等の額の7%（最高136,500円）。

◎寄附金税額控除額（対象となる寄附金）

◎都道府県、市町村または特別区に対する寄附金（ふるさと納税）
◎兵庫県共同募金会または日本赤十字社兵庫支部への寄附金
◎兵庫県の条例で指定された寄附金（※県民税のみが寄附金控除の対象となります）
◎明石市の条例で指定された寄附金（※市民税のみが寄附金控除の対象となります）
◎災害救助法の適用を受けた自治体に対して、共同募金会・日本赤十字社の適用で支払った義援金（ふるさと納税）

表A	表B		
課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した額	割合	課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した額	割合
0円以上195万円以下	84.895%	0円以上195万円以下	5.105/84.895
195万円超330万円以下	79.79%	195万円を超え330万円以下	10.21/79.79
330万円超695万円以下	69.58%	330万円を超え695万円以下	20.42/69.58
695万円超900万円以下	66.517%	695万円を超え900万円以下	23.483/66.517
900万円超1,800万円以下	56.307%	900万円超	33.693/56.307
1,800万円超4,000万円以下	49.16%		
4,000万円超	44.055%		
0円未満（課税山林所得金額及び課税譲渡所得金額を有しない場合）	90%		
0円未満（課税山林所得金額または課税譲渡所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合		

◎**所得税の確定申告や市民税・県民税申告書を提出した人が、ふるさと納税フンストップ特例制度の適用が受けられなくなりやすいため、申告時にふるさと納税の申告も併せて行う必要があります。**

◎配当割額・株式譲渡所得割額控除額

配当割額・株式譲渡所得割額を特別徴収されている旨の申告がある場合には、その配当割額・株式譲渡所得割額を税額控除後の市民税・県民税から控除します。 ※確定申告書に配当割額・株式譲渡所得割額の記入がない場合は控除されません。

6. 税率

①均等割額（税を負担する能力のある人が広く均等に負担するものです。）

市民税	3,000円	※県民税均等割のうち800円は、森林や都市の緑の保全・再生のために使われる「県民緑税」です。
県民税	1,800円※	

② 所得割の税率（所得に応じて負担するものです。）

課税所得	市民税	県民税
	6%	4%

◎**総合課税分**
(株式譲渡所得等の税率)

区分	市民税	県民税
一般株式等の譲渡所得	3%	2%
上場株式等の譲渡所得	3%	2%
上場株式等の配当所得等 ※	3%	2%
先物取引の事業所得・雑所得	3%	2%

◎**分離課税分**
(長期譲渡所得の税率)

区分	市民税	県民税
一般の長期譲渡所得	3%	2%
優良住宅地の造成等 2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
係る長期譲渡所得 2,000万円超の部分	3%	2%
居住用財産に係る 6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
長期譲渡所得 6,000万円超の部分	3%	2%

◎**総合課税分**
(株式譲渡所得等の税率)

区分	市民税	県民税
一般株式等の譲渡所得	3%	2%
上場株式等の譲渡所得	3%	2%
上場株式等の配当所得等 ※	3%	2%
先物取引の事業所得・雑所得	3%	2%

◎**分離課税分**
(長期譲渡所得の税率)

区分	市民税	県民税
一般の長期譲渡所得	3%	2%
優良住宅地の造成等 2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
係る長期譲渡所得 2,000万円超の部分	3%	2%
居住用財産に係る 6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
長期譲渡所得 6,000万円超の部分	3%	2%

7. 税額控除の種類

◎**調整控除額**
税源移譲に伴う所得税と市民税・県民税の人的控除差に基づく負担増を調整するため、納税者の人的控除の適用状況に応じて市民税・県民税の所得割額から控除します。
※令和3年度より合計所得金額から2,500万円を超える場合は、調整控除が適用されないこととされました。

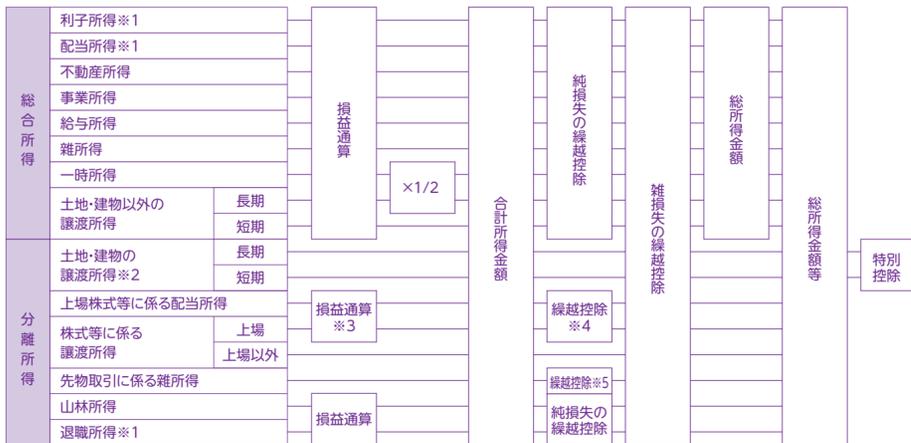
(所得税と市民税・県民税の人的控除差)

合計課税所得金額	控除される額の計算	種類	金額	種類	金額		
200万円以下の人	次の①と②のいずれか少ない額の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額	基礎控除	5万円	区分	納税者の合計所得金額		
200万円超の人	次の①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額	障害者控除 普通	1万円			900万円以下	950万円以下
		障害者控除 特別	10万円			900万円超	1,000万円超
		ひとり親控除 父	1万円				
		ひとり親控除 母	5万円				
		寡婦控除	1万円				
		勤労学生控除	1万円				
		配偶者特別控除 一般	5万円				
		配偶者特別控除 老人	18万円				
		配偶者特別控除 老人	10万円				
		扶養控除 同老親等	13万円				

※上記の表の合計課税所得金額とは、課税標準額（課税される所得金額）のうち、総合課税分、退職所得金額及び山林所得金額の合計額で、長期譲渡所得等の分離課税分に係る課税所得金額は含まれません。

◎**税**

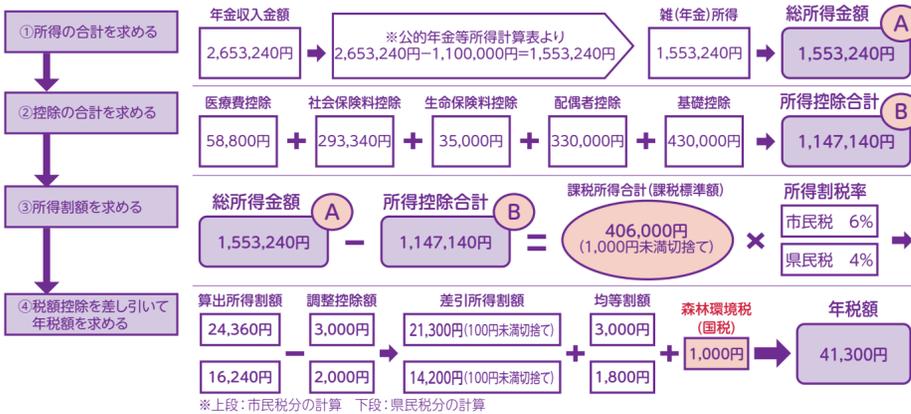
8.合計所得金額・総所得金額等の関係図



- ※1 源泉分離課税の適用を受けているものを除きます。
- ※2 特定居住用財産の買い替え等の場合の譲渡損失がある場合は、損益通算及び繰越控除ができます。
- ※3 株式等譲渡所得の損失額について分離配当所得等の損益通算及び繰越控除ができます。
- ※4 前年3年以内に※3にて控除しきれない損失がある場合は、繰越控除できます。
- ※5 前年3年以内に先物取引にかかる雑所得金額等に損失がある場合は、繰越控除できます。

9.税額の計算例

明石 太郎さん (昭和32年8月1日生まれ 67歳) の例で計算してみましょう。
 家族構成 本人、妻 (62歳) 所得なし
 公的年金収入 2,653,240円
 控除金額 医療費支払額136,462円 国民健康保険料 (介護保険料含む) 293,340円 生命保険料支払額 (旧契約一般分) 115,400円



10.税額算定の流れと納税の方法について



- 「普通徴収」**
本人に送付された納付書により、年税額を4期 (6月末日、8月末日、10月末日、翌年1月末日) に分割して納付 (口座振替を含む) する方式です。【金融機関・コンビニ・市役所等の窓口で納付、スマートフォン・パソコンによる納付】
- 「公的年金からの特別徴収」**
年金保険者 (厚生労働大臣等) が納税義務者の年6回 (4月~翌年2月の偶数月) 支給の公的年金から差し引いたものを市町村に納入する方式です。 (しおり「1. 公的年金からの特別徴収 (引き落とし) 制度について」をご覧ください。)
- 「給与からの特別徴収」**
会社等給与支払者が納税義務者の毎月 (6月~翌年5月) の給与から差し引いたものを市町村に納入する方式です (年税額を12等分します)。
- 「複数の所得がある場合の徴収」**
上記の徴収を併用して納入する方式です。

例1: 「給与からの特別徴収」と「普通徴収」がある場合

$$\text{令和7年度の「年税額」} - \text{「給与からの特別徴収」の税額} = \text{「普通徴収」の税額}$$

例2: 「公的年金からの特別徴収」と「普通徴収」がある場合

$$\text{令和7年度の「年税額」} - \text{「公的年金からの特別徴収」の税額} = \text{「普通徴収」の税額}$$

例3: 「給与からの特別徴収」と「公的年金からの特別徴収」と「普通徴収」がある場合

$$\text{令和7年度の「年税額」} - \text{「給与からの特別徴収」の税額} - \text{「公的年金からの特別徴収」の税額} = \text{「普通徴収」の税額}$$

11.勤務先を退職等された人へ

会社等に勤務されている人の市民税・県民税・森林環境税は、本来6月から翌年5月までの12回に分けて毎月の給与から差し引かれ、会社等給与支払者が市役所へ納入することになっています (給与からの特別徴収)。この間に退職等の理由により、勤務先の給与から市民税・県民税・森林環境税を差し引くことができなくなった場合は、その未納額は個人で納付書により直接納付していただきます (普通徴収)。なお、普通徴収の納期は4回 (6月末日、8月末日、10月末日、翌年1月末日) に分かれており、原則、退職月の翌月以降に到来する納期において、未納額を納付していただきます。

(例) 年税額240,000円の人が8月末日で退職し、勤務先から9月に届出があった人の場合、第1期と第2期の納期が経過しているため、第3期と第4期の2回に分けて、9月から5月までの未納額180,000円を納付していただきます。

【在職中：給料からの差し引き予定額(円)】

年税額	徴収済額			未徴収額								
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
240,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	60,000			180,000								

【退職後：納付書により直接納付していただく額(円)】

普通徴収税額	第1期	第2期	第3期	第4期
180,000	—	—	90,000	90,000
納期	6月末日	8月末日	10月末日	1月末日

退職等に伴って「普通徴収」へ切り替わった人が再就職等された場合、勤務先へのご依頼に基づき「特別徴収」へ切り替えできる場合があります。その場合、勤務先の給与担当者に納税通知書を掲示し、給与担当者を通じて市民税課へご連絡ください。(ただし、令和7年4月1日現在、65歳以上の人は公的年金等の所得にかかる税額については、給与からの特別徴収に変更できません。)

12.市民税・県民税・森林環境税の減免 (免除) 制度について

次のような理由により納税が著しく困難になった人を対象に、市民税・県民税・森林環境税の減免 (免除) 申請を受け付けています。減免 (免除) 制度の適用を受けるには申請が必要です。
 (森林環境税の免除申請は、令和6年中の合計所得金額が100万円以下で①または②に該当する人、③に該当する人です。)
【注1】 下記要件に該当するかを、オンライン確認することができます。 → 【減免申請確認フォーム】
【注2】 ア・イ・※・エに該当する人は、オンライン申請することができます。 → 【減免申請確認フォーム】
【※育児休業期間が令和8年1月1日以降に終了する「休職」に限る】
【注3】 郵送による申請も受付していますので、くわしくはお問い合わせください。

- 減免 (免除) 申請のできる人 (注4) ①~③に該当される人で、オンライン確認されない場合は、申請要件について必ず市民税課へお問い合わせください。**
- 令和6年中の給与所得に対して所得割が課税されている人のうち、令和6年中の合計所得金額が500万円以下で、次のいずれかにあてはまる人。
 - 現在、雇用保険の基本手当を受給している人。(受給資格者証第3面に基本手当等・支給金額が印字されていること。)
 - 雇用保険の基本手当を受給していた人。(基本手当の支給終了後、引き続き現在も無職であること。)
 - 勤務先を退職後、現在まで3ヶ月以上無職の状態が継続している人。(雇用保険に未加入または公的年金の受給を選択したため、雇用保険の基本手当を受給できない場合。)
 - 令和6年中の給与所得に対して所得割が課税されている人を対象とするため、令和6年中の所得が公的年金収入だけの人が均等割のみ課税されている人は対象となりませんのでご注意ください。)
 - 令和6年中の給与所得や事業所得に対して所得割が課税されている人のうち、退職・休職・転職・倒産・廃業により、令和7年中の合計所得金額が令和6年中の譲渡等の一時所得を除く合計所得金額と比べ5割以下に減少している人。(令和6年中の合計所得金額が500万円以下であること。)(注4)
 - 令和7年中1年間の所得が確定した時点で、令和6年中の所得と比較して5割以下に減少しているか判定するため、令和7年中は減免の申請はできませんのでご注意ください。【育児休業期間が令和8年1月1日以降に終了する「休職」を除く】)
 - 疾病及び天災・事故等による負傷のため、3ヶ月以上引き続き入院または通院の状態で、3ヶ月以上無収入の状態が続いている人。(令和6年中の合計所得金額が500万円以下であること。)(注4)
 - 納税義務者が死亡し、納税義務を承継した相続人のうち、納税が著しく困難であると認められる人。(相続人が納税義務者の事業を継承していないこと、納税義務者・相続人ともに令和6年中の合計所得金額が500万円以下であること。)(注4)
 - 令和7年1月1日現在、障害者・未成年者・寡婦またはひとり親に該当し所得割が課税されている人のうち、令和6年中の合計所得金額が155万円以下の人。(注4)
 - 災害により被害を受けた人。(注4)
 - 生活保護法による生活扶助を受けている人。(注4)

ご持参いただくもの

⑦の①・②に該当する人・・・令和7年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書
雇用保険受給資格者証

⑦の③に該当する人・・・令和7年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書
退職日が確認できる書類 (市民税課へお問い合わせください。)

①~⑥に該当する人・・・市民税課へお問い合わせください。

申請期限
課税される年度の3月31日まで。ただし、市長がやむをえない理由があると認めるときは、申請期限を延長できる場合があります。申請期限の延長について、くわしくは市民税課へお問い合わせください。

申請場所
 明石市役所 市民税課 (西庁舎1階) 明石市中崎1丁目5番1号 ☎(078) 918-5013 (直通)
 大久保市民センター ☞ 大久保町大窪612番地の1
 魚住市民センター ☞ 魚住町西岡500番地の1
 二見市民センター ☞ 二見町東二見457番地の1

13.納税義務者が死亡された場合について (相続人代表者となられた人へ)

令和7年度市民税・県民税・森林環境税は令和7年1月1日現在、明石市に住所があり、令和6年中の所得金額が一定額以上あった方に課税されます。(1月2日以降に死亡された場合であっても課税されます)
 納税通知書は納税義務者が死亡された日が1月2日から納税通知書を送付するまでの場合は相続人代表者へ6月中旬に送付します。なお、納税通知書を送付した後に納税義務者が死亡され、確定申告等により税額が変更になった場合も相続人代表者へ送付します。
 死亡された方に市民税・県民税が課税されている場合、相続人に納税義務が承継されますので、相続人が納付していただくことになります。

- 納期限までに税金を納付されない場合**
- 納期限までに税金を納付されない場合には、督促状を発し、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに税金を納付されない場合には、滞納処分を受けることになりますのでご注意ください。
 - 納期限までに税金を納付されない場合には、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額 (1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てます。) に地方税法で定める割合を乗じて計算した延滞金を加算して納付しなければなりません。

14.Q&A (よくあるお問合せ)

Q1 現在、明石市に住んでいないのに、納税通知書が届きましたが?
A 市民税・県民税・森林環境税はその年の1月1日現在に居住している市町村において課税されます。令和7年1月1日は明石市に居住されていたので、令和7年度の市民税・県民税・森林環境税は明石市へ納めていただきます。

Q2 ふるさと納税をする場合の、寄付金上限額を知りたいのですが?
A 明石市ホームページの税額試算のページで上限額の試算ができますのでご利用ください。
 ※窓口、電話等でふるさと納税上限額の試算はしておりませんので、ご了承ください。 [明石 住民税 試算 検索](#) ←

Q3 公的年金から差し引かれる個人住民税の特別徴収 (引き落とし) とはどのような制度ですか?
A 公的年金から差し引かれている「個人住民税」は明石市に納めていただいている市民税・県民税・森林環境税です。この制度は、納税方法を変更するものであり、新たな税負担が生じるものではありません。(徴収方法については、しおり「1.公的年金からの特別徴収 (引き落とし) 制度について」をご覧ください。)

Q4 今年度の納税通知書に記載されている公的年金からの特別徴収 (引き落とし) 税額と異なる金額が、4月・6月・8月に徴収されているのは誤りですか?
A 公的年金からの特別徴収制度の仕組みによるもので、計算等の誤りではありません。公的年金からの特別徴収は、仮徴収と本徴収に分かれており、4月・6月・8月については前年度の年税額の2分の1の金額を仮徴収として引き落とすこととなっています。(前年度の納税通知書に税額の記載あり。8月分は引き落としされない場合もあります。) そのため、仮徴収として引き落とされた税額よりも、今年度の納税通知書に記載された税額の方が少ない場合は、後日差額を還付させていただきます。4月・6月の差額は、7月末頃から還付のご案内を順次送付し、振込依頼書の返送後、2週間程度でご指定の口座に振込いたします。また、8月に引き落としがあった場合の差額は9月末頃の案内を予定しています。

Q5 公的年金からの特別徴収 (引き落とし) がされているにもかかわらず納付書が届きましたが?
A 公的年金からの特別徴収 (引き落とし) は「公的年金等所得に係る税額」のみを徴収します。公的年金等以外の所得がある人は、その所得に係る税額を納付書等 (口座振替や給与からの特別徴収を含む) で納付していただきます。(しおり「10.納税の方法について (4) 複数の所得がある場合の徴収」をご覧ください。)
 また、前年度に公的年金からの特別徴収 (引き落とし) が停止となった人は、今年度は10月からの特別徴収再開となるため、第1期 (6月) と第2期 (8月) は納付書等 (口座振替を含む) で納付していただきます。(しおり「1.公的年金からの特別徴収 (引き落とし) 制度について」をご覧ください。)

Q6 公的年金等収入が 400 万円以下の場合、申告不要と聞いていたのに税額が上がりましたが?
A 「確定申告」が不要な公的年金等収入が400万円以下の方も、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除等を追加することにより市民税・県民税の軽減を受けようとする場合は、申告が必要となります。特に、年金から引き落としされていない国民健康保険料・後期高齢者医療保険料等がある方は、市民税・県民税の申告が必要です。所得控除の申告漏れがないかご確認ください。所得控除の詳細については、「令和7年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書3ページ」の右側をご覧ください。申告漏れがある場合は、税額決定後でも所得控除の追加の申告ができます。

Q7 給与収入が 103 万円以下で非課税のはずなのに納税通知書が届きましたが?
A あなたの収入が102万円の場合、所得金額は給与収入102万円から55万円 (給与所得控除) を控除した47万円になります。所得税は基礎控除が48万円ですので給与収入に換算すると103万円以下はかかりません。一方、市民税・県民税 (住民税) の基礎控除は43万円であり、かつ、非課税の基準額は45万円以下のため、給与収入に換算すると100万円を超えると市民税・県民税・森林環境税が課税されることになります。(しおり「3.市民税・県民税が課税されない人」をご覧ください。)

給与の収入	あなた自身に税金がかかるか		あなたの配偶者が配偶者控除を受けられるか		あなたの配偶者が配偶者特別控除を受けられるか	
	市民税・県民税	所得税	市民税・県民税	所得税	市民税・県民税	所得税
100万円以下	かからない	かからない	受けられる(※)	受けられない	受けられない	受けられない
100万円超 103万円以下	かかる	かからない				
103万円超 201万6千円未満	かかる	かかる	受けられない		受けられる(※)	受けられない
201万6千円以上	かかる	かかる			受けられない	受けられない

※配偶者の給与収入が1,195万円超のときは対象外になります。

Q8 昨年は働いていましたが、現在は無職であるのに納税通知書が届きましたが?
A 市民税・県民税・森林環境税は前年中の所得に対して課税されます。令和7年度の市民税・県民税・森林環境税は、あなたが働いておられた令和6年中 (1月~12月) の所得を基に計算しているため、現在働かれているかどうかにかかわらず、令和7年6月から納付していただくことになります。

Q9 退職後、同時期に課税年度の異なる2通の納税通知書が届いたのはなぜですか? 私は令和7年3月31日に退職しました。その後、6月に令和7年度の納税通知書が送られてきましたが、同じ時期に令和7年度納税通知書 (令和6年度課税分) と記載された納税通知書も送られてきました。2通とも納める必要があるのでしょうか?

A 2通の納税通知書は課税年度が異なりますので、別の市民税・県民税・森林環境税とご理解ください。令和7年度分とは、令和6年中の所得に対する市民税・県民税・森林環境税です。一方、令和6年度課税分とは、令和5年中の所得に対する市民税・県民税であり、退職されたことにより4月分と5月分の給与から市民税・県民税を夫引きできなかったためにお送りしました。

Q10 私はサラリーマンで毎月の給与から市民税・県民税・森林環境税を天引きされているのに、さらに、同じ課税年度の普通徴収の納税通知書が自宅へ送られてきたのはなぜでしょうか?
A サラリーマンで給与所得以外の所得 (特に、所得税の確定申告をされた「不動産の譲渡による所得」など) を有する場合には、税額が大きくなるため、特別徴収の給与所得以外の所得分について、普通徴収の納税通知書で納めていただくようお願いしました。なお、この納税通知書では、「1年間の税額の合計」から「特別徴収による税額」を差し引いた「残りの税額」を納付していただくことになっています。

Q11 所得割額の算定において税額控除 (寄附金税額控除額、配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額) が適用されていないのですが?
A 市民税・県民税で控除対象となる寄附金 (ふるさと納税等) を確定申告書で申告している場合は、確定申告書第二表「住民税に関する事項」(確定申告書第二表「住民税・事業税に関する事項」) の「寄附」欄に対象となる寄附金額の正しい記入がないと市民税・県民税で控除を受けることができません。
 また、配当所得や株式等譲渡所得を申告しており、特別徴収された住民税 (配当割額・株式等譲渡所得割額) がある場合も、確定申告書第二表の「配当割額控除額」・「株式等譲渡所得割額控除額」欄に特別徴収された住民税 (配当割額・株式等譲渡所得割額) の記入がないと控除や還付を受けることができません。
 なお、確定申告書に記入することを忘れていた場合は、市民税・県民税申告書により「寄附金税額控除」や「配当割額控除額」・「株式等譲渡所得割額控除額」を申告していただくことで控除を受けることができますので、ご相談ください。